

豊永 敬さん・西山

「南国菊栄会」会長の豊永さんは毎年秋に菊の展示会を開いています。今年も郵便局、市役所などに見事な菊を飾り、皆さんの目を美しませてくれています。



公文園恵さん・才谷



中央公民館の園芸教室へ通っていた妻の手ほどきをうけ、五年前から菊づくりを始めました。最初は失敗の連続でしたが、今では千輪づくりや懸崖づくり、色とりどりの蝶蛾菊など手がけた作

品は百点以上、自分の思い通りにできると、それまでの苦労なんて忘れてしまいます。本当にやりがいがありますよ。菊づくりに興味のある方、ぜひ一緒にやってみませんか。

キャンペーンやセレモニーへの参加のため、全国各地を訪れることができました。私にとつてこの二年間は本当に貴重な体験の連続。大勢の方と独れ合う場をもてたおかげで、県外にも友達がたくさんできました。

高知についても自分の知らなかったことが勉強でき、随分視野が広がったような気がします。

今は結婚して幸せな家庭を作るのが夢かな。

平成3年から2年間「ミス高知」を務めた公文さん。テレビのレポーターやCMなどに出演し、幅広く活動しています。

戦後の解放運動・教育・行政が

どのように行われたか ⑱

同和对策

審議会答申①

政府は戦前、戦後を通じて同和問題について、明確な見解を出したことは一度もありませんでした。今回のこの答申書で、はじめて今日の社会における部落差別とは何かを明確にした答申書を読み、この答申書に沿って具体的な行政方針を進めようとしたことは、大きな意義があります。

同和对策審議会答申は、

前文

第一部 同和問題の認識

第二部 同和对策の経過

第三部 同和对策の具体案

結論

で構成されています。

まず、前文では、「いままでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基

本的人権にかかわる課題である。」と、述べています。

審議会は、問題が極めて重要なことから、期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のため、全国及び特定地区の実態調査を実施し、問題の本質を探求しました。

その調査結果を詳細に分析

同和教育シリーズ

した結果、部落差別が日本社会に現実にあることを確認し、具体的には、部落の人たちが職業を自由に選ぶこと、住居を

自由に移すこと、愛する人と結婚すること……の自由が著しく侵害されている事実や、国民の権利である教育からも多くの人達がはずされていることを認めました。

つまり、すべての国民に保障されなければならない基本的人権が、未だに同和地区の人々には保障されていないことが明らかになったのです。

このことは、今日の近代国家では、絶対に許されることではありません。

部落差別の存在は、部落の人々のみを差別をもたらすものではなく、すべての国民の生活と権利を侵害することでもあります。この差別がある限り、日本には民主主義が存在するとは、絶対に言えないでしょう。

「したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と、述べているのです。

このことばは、後に同和对策事業特別措置法がつけられた時に、その法律の主要な部分に、同和問題の解決は、「国（及び地方自治体）の行政の責任において解決しなければならぬ問題であり、同時にすべての国民の共通課題として解決しなければならない問題である」と明記されている重要な根拠になったのです。